

3 個人情報取扱事業者の義務 (2)

—個人データに関する義務

弁護士 谷山 智光

Q3-1 正確・最新保持義務、消去義務、安全管理措置義務

当社では、当社主催イベントを開催するにあたり、事前に参加希望者に氏名、住所、電話番号を明記してお申し込みいただきました。イベント参加者の氏名、住所、電話番号はパソコンに入力して保存しています。個人情報保護法上、気をつけなければならない点を教えてください。

A3-1

個人情報取扱事業者として、利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

また、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

解説

- 1 イベント参加者の氏名、住所、電話番号は「個人情報」(法2条1項1号)にあたる。これらをパソコンに入力し保存すれば「個人情報データベース等」(同条4項1号)にあたり、それを構成する個人情報は「個人データ」(同条6項)となる。本件会社は、個人情報データベース等を事業の用に供しているから、「個人情報取扱事業者」(同条5項)にあたる。
- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない(法19条)。

正確かつ最新の内容に保つ措置として、入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等が考えられる。

「利用する必要がなくなったとき」とは、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データ

を保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう。

本件では、例えば、イベントが終了して、忘れ物の連絡等のための合理的な期間が経過した場合には「利用する必要がなくなったとき」にあたるであろう。

- 3 また、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(法20条)、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないし(法21条)、個人データの取扱いを委託する場合は、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(法22条)。

安全管理のために必要かつ適切な措置が不十分で、個人データの漏えいが生じた場合には、不法行為に基づく損害賠償責任が生じる。

「安全管理のために必要かつ適切な措置」については、後述する(Q3-2)。

- 4 なお、令和2年改正法では、一定数以上の個人データの漏えいや要配慮個人情報の漏えい等個人情報保護委員会規則で定める一定の類型に該当する事案について、個人情報保護委員会に対する報告が法令上の義務として定められた(令和2年改正法22条の2第1項)。また、その場合、原則として本人にも通知しなければならないとされた(同第2項)。

Q3-2 安全管理措置

「安全管理のために必要かつ適切な措置」として、どのような措置をとる必要がありますか。

A3-2

基本方針の策定、個人データ取扱いに係る規律の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置をとる必要があります。

解説

「安全管理のために必要かつ適切な措置」(法20条)は、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む)、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。この点、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)には、個人情報取扱事業者が具体的に講じな

なければならない措置や当該措置を実践するための手法の例として、①基本方針の策定、②個人データの取扱いに係る規律の整備、③組織的安全管理措置(組織体制の整備、個人データの取扱いに係る規律に従った運用、個人データの取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)、④人的安全管理措置(従業員の教育)、⑤物理的安全管理措置(個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)、⑥技術的安全管理措置(アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)が示されている。

なお、上記ガイドラインに加えて、特定分野においては、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスなど当該特定分野におけるガイドラインもある。

Q3-3 個人データの第三者提供

自社の取引先が、同種のイベントを開催するにあたり、案内状を送りたいので、自社イベントの参加者の住所、氏名を提供して欲しいと言っています。提供しても大丈夫でしょうか。

A3-3

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、原則として個人データを第三者に提供してはなりません。

解説

- 1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(法23条1項)。例えば、同業者間で、特定の個人データを交換する場合は第三者提供にあたる。
- 2 例外として、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意

なく提供することができる(同項1～4号)。

- 3 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の方法、④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、⑤本人の求めを受け付ける方法について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる(オプトアウトによる第三者提供。法23条2項)。

この点、令和2年改正法では、オプトアウトによる第三者提供の規制が強化された。それまでの要配慮個人情報に加えて、不正取得された個人データ、他の個人情報取扱事業者からオプトアウト方式により提供を受けた個人データもオプトアウトによる第三者提供の対象外とされた。

- 4 利用目的の達成に必要な範囲内における個人データの取扱いを委託することに伴う提供(法23条5項1号)、事業の承継に伴う提供(同2号)、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき(同3号。例えば、グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合。)は、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。
- 5 なお、個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称等の記録を作成し、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない(法25条)。記録の方法等については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)が例を挙げている。